

議案第18号

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和6年2月13日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例

川崎市不燃化重点対策地区における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成28年川崎市条例第89号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第61条」を「第61条第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 参考資料

### 制 定 要 旨

建築基準法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、この条例を制定するものである。